

綾川町体育協会ソフトバレーボール部 登録団体規約

平成24年4月1日 施行
平成26年3月6日 改正

綾川町体育協会ソフトバレーボール部

本規約は、綾川町体育協会ソフトバレーボール部（以下、部）の団体及び個人に対して、部の活動及び各取り決めを定めるものである。

本規約は、本規約に同意し、部の登録が完了した団体及び個人にのみ適用される。

団体及び個人は部の登録前に本規約を必読し、同意した上で登録をする事を原則とし、登録後に本規約に対するいかなる意見も受け付けない。

第1条（登録について）

1. 部の登録は以下の項目を満たした団体及び個人のみ行う事ができる。

<団体>

- ・ 綾川町を中心に活動している団体
- ・ 部員の1／2以上が綾川町の在住・在職及び出身者である団体
- ・ 団体として定期的にソフトバレーボールの活動を行っている団体

<個人>

- ・ 登録団体に所属している者

2. 部の登録方法について

- ・ 部の事務局にて登録書類を入手し、必要事項を記入後に登録費用（1人年間1,000円×登録人数）を事務局に提出する。
- ・ 部の本部役員会にて登録資料を確認後、正式登録となる。

3. 登録団体への提供

- ・ 部主催及び後援大会の案内をメール（別途登録が必要）にて送信
- ・ 年1回 練習球（2球）＋ルールブックを提供
- ・ 部主催及び後援の講習（審判講習・救命講習など）の案内をメールにて送信
- ・ 部後援大会の開催が可能になり、後援大会開催の際には、会場費負担及びボールの提供を部から受けることができる。
- ・ 個人は部が定めた慶弔規定に則って慶弔金を受け取る事ができる。
- ・ 団体及び個人は部が定めた表彰規定に則って、各表彰を受ける事ができる。

4. 登録団体の義務

- ・ 団体の代表者（最低1名）を体協役員を務める。
- ・ 年1回の部主催総会に出席する。
- ・ 団体の代表者は年数回の部主催役員会に出席する。

5. 年度内途中退会について

- ・ 登録団体は、年度途中であっても退会をすることができる。
- ・ 退会の際には、いかなる事由があろうとも登録費の返還は行わない。
- ・ 退会の際には、体協より提供した物品は返却しなくても良い。
- ・ 退会の際には、登録した個人の情報も削除する。

6. 年度内途中登録について

- ・ 年度内に登録する場合、通常登録方法に則って登録を行うことができる。
- ・ 途中登録であっても年間登録費の減額は行わない。
- ・ 途中登録であっても部からの提供物品は受け取ることができる。
- ・ 途中登録の場合、各メール送信、後援大会の申請は登録完了以降に行える。
- ・ 個人が団体移籍する場合は、前所属団体の承認が必要となる。
(その際には、前所属団体より除籍申請書の提出が必要となる)

第2条 (部の活動について)

1. 部は綾川町のソフトバレーボール競技発展を目指し、登録団体及び活動団体に対して補助的役割を果たすことを目的に組織している。
2. 部本部役員について
 - ・ 本部役員は部長1名・副部長5名・顧問2名・総務部長1名・事務局長1名の計10名で組織
 - ・ 部長は部長職役員（3名）内から1名選任する。（年度途中での交代は副部長5名内で1名決定し就任する）
 - ・ 顧問、総務部長、事務局長は年度毎に部長が指名する。
 - ・ 部の活動に関する最終決定を行う機関であり、決定には本部役員半数以上の賛成が必要である。
 - ・ 本部役員の改編は基本的に年度毎に行い、前年度本部役員にて草案を作成し、体協役員（団体代表者）に承認を受ける。
3. 部主催大会について
 - ・ 部は綾川町体育協会が定めた年間計画に則って、年2回（春・秋）に町民大会を主催する。
 - ・ 町民大会の参加資格は、原則登録団体及び綾川町在職・在住・出身者とする。
 - ・ 大会実行委員長は部長が兼務する。
 - ・ 大会計画及び運営は部本部役員にて行う。
4. 体協後援大会について
 - ・ 登録団体及び個人が開催する大会に部が後援する場合がある。
 - ・ 部は、後援大会に対し会場費の負担（全額）、物品の提供（ボール（使用コート数×1個）、物品の貸し出し（ネット・アンテナなど）を行う。
 - ・ 部の後援申請は、大会の主催者が事務局にて申請用紙を入手し、必要事項を記入して、予算計画書と共に提出、部本部役員半数以上の承認で後援が決定する。
 - ・ 後援大会終了後、主催者は部に対して大会報告書・会計報告書（領収書含む）を提出する。

- ・ 後援が決定した場合においても、申請内容すべて可能になる事ではない。
- ・ 後援大会の主催者会議を最低1回は開催し、会議には体協本部役員が最低1名同席する。
- ・ 大会主催者は、当初計画から内容変更する場合、部に報告する必要がある。内容が大幅に変更する場合は、後援許可後も後援を取り消すことがある。
- ・ 大会主催者が、報告を怠った場合も後援を取り消す事があり、その際には掛かった費用負担は行わない（既に立替えている場合は、部に返還する）また、提供した物品もすべて部に返却する事とする。
- ・ 部が所有する以下の書類の提供を受けることができる。

<提供可能書類>

- ・ 領収証
- ・ オーダー表
- ・ 賞状

※上記の提供及び印刷が必要な場合は、主催者が事務局に申請する。

- ・ 後援大会は参加チーム数の1/4相当数を体協登録チームにすること。

5. 各種表彰について

- ・ 下記に定める各種表彰は登録団体及び個人のみ受賞することが出来る。

<表彰内容>

- ・ 70歳表彰（満年齢70歳を迎えた個人）
⇒誕生日後の町民大会開会式にて表彰
- ・ 功労者表彰（綾川町のソフトバレーボール発展に貢献された個人）
⇒前年度の表彰を新年度の春季町民ふれあい大会開会式にて表彰
- ・ 功労チーム表彰（綾川町のソフトバレーボール発展に貢献された団体）
⇒前年度の表彰を新年度の春季町民ふれあい大会開会式にて表彰
- ・ 敢闘チーム表彰（香川県大会及び四国大会などで優秀な成績を収められた団体）
⇒前年度の表彰を新年度の春季町民ふれあい大会開会式にて表彰
- ・ 部長特別表彰（部長の独断（独自の受賞理由）にて個人・団体を表彰）
⇒前年度の表彰を新年度の春季町民ふれあい大会開会式にて表彰
- ・ 表彰は表彰状（70歳表彰は当年度部長名義、その他は前年度部長名義）及び記念品を贈呈する。

6. 慶弔見舞金について

- ・ 下記に定める条件に際し、部予算より慶弔見舞金を支払うこととする。

<登録者が死亡した場合>

- ・ 金1万円のお悔やみ（綾川町体育協会ソフトバレーボール部 名義）

<登録者が大会主催大会にて1週間以上入院を要する怪我をした場合>

- ・ 金5千円のお見舞金（綾川町体育協会ソフトバレーボール部 名義）

＜体協本部役員の家族（同居）が死亡した場合＞

- ・金 5 千円のお見舞金（綾川町体育協会ソフトバレーボール部 名義）

＜その他、体協本部役員が必要と判断した慶弔見舞金＞

- ・金額はその都度決定（名義は、その都度決定）

7. 会合・総会について

・体協本部は年に 1 度、登録団体代表者及び体協役員を集めて総会を開催しなければならない。総会では、当年度報告及び次年度計画を発表し、参加者の承認を受ける必要がある。

- ・その他、必要があれば本部役員・体協役員を集めての会合を開催する。

第 3 条（規約の改定について）

1. 本規約を改定する場合は、改定項目（追加項目）を本部役員会に諮り本部役員の半数以上の賛成を条件とする。

第 4 条（規約の施行について）

- ・本規約は平成 24 年 4 月 1 日より施行する事とする。
- ・本規約は平成 26 年 4 月 1 日より施行する事とする。